

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者選定委員会の会議録  
(議事要旨)

令和5年11月6日

会議の名称	門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者第3回選定委員会
開催日時	令和5年10月31日(火)午後2時から午後2時15分まで
開催場所	門真市役所別館3階 第3会議室
出席者	非公開【出席人数 5人/全5人中】
議題	◎答申による協議結果の報告について ◎指定管理者候補者の指定について ◎指定予定施設の指定管理者の選定について ◎申請要項・仕様書及び審査方法について ◎今後のスケジュールについて ◎第4回選定委員会について
傍聴定員	— (非公開のため)
担当部署 (事務局)	(担当課名) 市民文化部 地域政策課 (電話) 06-6902-5612 (直通)

<p style="text-align: center;">記録</p>	<p><b>【会議の要旨】</b></p> <p>※「審議会等の会議の公開に関する指針」第8条第2項により、会議の議事要旨を公表するものです。</p> <p>◎答申による協議結果の報告について 協議結果報告書のとおり、答申に基づき、申請団体と指定管理料について協議を行いました。両者間で合意が得られず、その後、申請団体より指定管理者候補者辞退届が提出されたことを報告しました。</p> <p>◎指定管理者候補者の指定について 申請団体より指定管理者候補者辞退届が提出されたことにより、指定管理者候補者として指定しないことを決定しました。</p> <p>◎指定予定施設の指定管理者の選定について 門真市立市民公益活動支援センターの会議室をかがやきに供するため、条例改正や従来からの利用可能施設・時間帯の変更に伴い、複雑な対応が求められます。新たな指定管理者を選定するにあたり公募型プロポーサル方式による選定を採用すると公募や周知期間にかなりの時間を要することになり、議会の議決を経ることができず令和6年4月1日からの運営に支障をきたす恐れがあります。 早急に指定管理者を指定する必要がある現状において、門真市民プラザの指定管理者である法人に指定管理させることにより、指定予定施設を含めた門真市民プラザの管理を一元化することで業務の円滑な実施を確保できると考え、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第2項第3号及び第4号に基づき、非公募により選定することとしました。</p> <p>◎申請要項・仕様書及び審査方法について 事務局から申請要項・仕様書及び審査方法について提案し、書類審査及びプレゼンテーション審査の方法を決定しました。</p> <p>◎今後のスケジュールについて 申請要項等の配布日時、申請団体からの質問受付期間、申請書類の提出期限等について確認しました。</p> <p>◎第4回選定委員会について 書類審査・プレゼンテーション審査を行うための第4回選定委員会の日時を決定しました。</p>
<p style="text-align: center;">会議録 公開予定日</p>	<p style="text-align: center;">令和5年12月27日（水）</p>